

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託者とします。

2 評価点

提案書及びヒアリングの内容を評価し、評価点を与えます。
評価委員一人あたりの評価点の満点は 232 点とします。

3 評価点の最も高い者が 2 以上あるときの対応

該当者のうち、評価項目 1～3 の合計点が高い者とします。

4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱

評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 項目 1, 2, 3 (表 1 参照) について

ア 各評価項目について、A、B、C の 3 段階評価を行います。

イ 評価は各項目 5 点満点とし、A = 5 点、B = 3 点、C = 0 点とします。

例えば、表 1 において配点 10 点の項目の場合は

評価が A であれば評価点は $10 \times 5 / 5 = 10$ 点

評価が B であれば評価点は $10 \times 3 / 5 = 6$ 点

評価が C であれば評価点は $10 \times 0 / 5 = 0$ 点

ウ 業務内容により、5 段階評価とすることも可とします。この場合 A B の中間を A'、B C の中間を B' とし、各々 4 点、2 点とするものとします。

《点数早見表》

	A	A'	B	B'	C
30	30 点	24 点	18 点	12 点	0 点
20	20 点	16 点	12 点	8 点	0 点
10	10 点	8 点	6 点	4 点	0 点

(2) 項目 4 (表 1 参照) について

ア A、B の 2 段階評価を行います。

イ 評価は各項目 1 点満点とし、A = 1 点、B = 0 点とします。

(3) 項目 5 (表 1 参照) について

ア A、B の 2 段階評価を行います。

イ 評価は 4 点満点とし、A = 4 点、B = 0 点とします。

6 失格事項

いずれかの評価項目の評価点が 0 となったもの (項目 1、2、3 のみ)、または、評価委員の持ち点の合計の 60% を基準点とし (評価委員 5 人がヒアリングに出席した場合の満点は 1,160 点、基準点は 696 点)、基準点に達しないものとします。

なお、いずれかの評価項目の評価点が 0 とは、評価項目、又は評価の着目点の評価において、評価委員のうち 3 人以上が評価点を 0 とした場合とします。

7 その他

すべての評価項目を絶対評価により採点します。

表1 基本的評価事項

評価項目 (最高配点)	評価の着目点	配点	評価	評価の 換算式	評価 点
(例)	(1) 全国的な福祉情勢・政策・制度等に精通しているか。	20	B	$20 \times 3/5$	12
1 研修実施にあたって必要な政策等への知識・理解 (最高 80 点)	(1) 全国的な福祉動向・政策・制度等に精通しているか。 ア 高齢者福祉に精通しているか。(特に、令和 6 年度介護保険法改正に係る国の考えや全国的な動向の情報を把握しているか)。 イ 地域福祉に精通しているか。子育て・障害児者等各福祉分野全般における知識があるか。	20			
	(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画、地域福祉保健計画をはじめとした、横浜市の福祉保健関連の各行政計画を理解しているか。 横浜市における高齢者支援・地域支援の実際に精通しているか。	30			
	(3) 地域ケアプラザについて、概要、部門ごとの業務内容に精通しているか。 横浜市独自の地域ケアプラザの強みを活かした支援を地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の職員に提案できるか。	30			
2 当該業務に関する具体的な提案内容 (最高 80 点)	(1) 各コースの内容・目的に適したカリキュラムを企画しているか。	20			
	(2) 地域包括支援センター職員の現状抱える課題を具体的に把握し、課題解決につながる研修内容の提案ができているか。	30			
	(3) 研修内容・目的に適した予定講師を選定し、研修参加者の知識・技術の向上に寄与できる企画内容となっているか。	30			
3 応募者の実績・経験・実践力等について (最高 60 点)	(1) 類似分野の研修または事業・計画等への関与の実績件数（過去 5 年間）	20			
	(2) 取組意欲	20			
	(3) 予定担当者の実務経験、専門分野の内容及び調整・訴求能力	20			
4 ワークライフバランスに関する取組 (最高 4 点)	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1			
	(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1			
	(3) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、トライくるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし）の取得、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得	1			
	(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づくユースエール認定の取得	1			
5 障害者雇用に関する取組 (最高 4 点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5%を達成しているか。	4			
6 健康経営に関する取組 (最高 4 点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の A A A クラス若しくは、A A クラスの認証を取得しているか。	4			
評点の合計（最高 232 点）					